

大阪広域水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 2月21日

大阪広域水道企業団議会  
議長 奥谷 正実

大阪広域水道企業団議会規則第1号

大阪広域水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則

大阪広域水道企業団議会会議規則（平成23年大阪広域水道企業団議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(修正の動議) 第16条 修正の動議は、その案をそなえ、 法第115条の3の規定によるものについては 所定の発議者が連署し、その他のもの については2人以上の賛成者とともに連 署して、議長に提出しなければならない。	(修正の動議) 第16条 修正の動議は、その案をそなえ、 法第115条の2の規定によるものについて は所定の発議者が連署し、その他のもの については2人以上の賛成者とともに連 署して、議長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。